

## 1 マニュアルの目的

都の地域及びその周辺地域等において危機事案が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、生徒（以下「児童・生徒」という。）を中心に都民の生命、身体への被害の防止・軽減を図るため、主として都立学校を対象に東京都教育委員会が実施すべき危機管理対策の具体的な取組等に関する基本的方針を示し、学校としての学校危機管理計画について共通事項を明らかにするものである。

## 2 東京都の危機管理・基本方針

- (1) 児童・生徒の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。大震災や風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・NBCR災害等、様々な危機に対し柔軟に対応し、児童・生徒や都民を守る。
- (2) 主として都立学校において常に危機管理体制を必要とする事象を取り上げた。はじめに、重点と考える震災対策を記述し、次にその他の危機事象について示すという構成としている。危機事象の全てを網羅しているものでないが、震災対策の記述等を柔軟に応用して全ての危機事象に対処するものとして位置付けている。
- (3) 震災発生時の初動体制の要となる①情報連絡体制②教職員の参集については、対応を具体的に示すことにより、危機管理意識を深め、体制を強化するものとする。

# 目 次

第1章 大災害への事前準備	4
第1 災害に備えて	4
1 基本方針	
2 組 織	
第2 災害に予想される事態	6
第3 本校の非常配備態勢と職員の参集態勢	7
1 本校における非常配備態勢	
2 災害対策職員名簿	
第4 通報連絡について	7
第5 生徒の登下校途中における災害への備え	8
第6 災害用品について	8
第7 非常持出物品について	8
第8 防災教育・防災訓練の実施	8
第2章 警戒宣言発令	9
第3章 大災害の発生	12
第1 災害発生時の対応	12
第2 学校施設・設備の安全対策及び確認と応急対策	16
第4章 避難所支援	17
第5章 ライフライン	19
第6章 復興のために	21

# 第1章 大災害への事前準備

## 第1 災害に備えて

本校は、大地震などの発生に備え、生徒の安全確保・安全指導・教職員の役割分担・情報連絡・避難所の管理運営等について「防災・災害対策マニュアル」を策定し、防災計画をたて防災体制の整備に努める。

そのために、消防法上の「予防管理組織」、本校では「防災委員会」を通じて、また非常時には「災害対策本部」を通じて、次の基本方針に基づき組織的な対応と活動を行う。

### 1 基本方針

- (1) 生徒の生命及び身体の安全確保を第一に考えて、迅速かつ的確に対処する。  
災害時には「災害対策本部」を設置し、担当係員は本部長の指揮のもと、迅速に行動し被害を最小限にとどめるよう最大限の努力を払う。
- (2) 日常から生徒に対し安全教育の一環として「防災教育」を行い、次のことを指導する。
  - ①災害や防災についての基本的な事項を理解させる。
  - ②安全に関して自らの確に対応できる判断力を身につけさせる。
  - ③他の人々や地域の安全のために進んで役立つことができる態度や能力を養う。
  - ④「防災訓練」を行い、実体験をとおして、防災教育の指導内容について実践的に理解させる。
- (3) 非常事態の発生に備え、次のことを日常から定期的に行う。
  - ①生徒を対象とした災害時対処訓練の実施
  - ②教職員の出勤体制の確立
  - ③施設設備の点検と補修
  - ④災害時の必要備品や消耗品の準備
- (4) 予防管理組織は「消防計画」によりその任務を行う。  
消防計画は「防火管理業務」についての事項を定め、火災予防対策および地震対策その他災害からの予防対策、ならびに人命の安全をはかることを目的に策定する。
- (5) 大災害時には、教職員の参集計画である「非常配備動員表」による動員の状況の把握、施設や設備の被害状況の把握、生徒と教職員の負傷者状況の把握などは、マニュアルどおりならない。したがって、教職員は、日常から防災・災害対策の意識を高め、あらゆる事態に対応し、臨機応変に対処できるようにしなければならない。
- (6) 本校が避難所となった場合、校長は非常事態に対応することはもちろん、避難所の管理運営に協力するとともに、できるだけ早期に「教育活動の再開」ができるよう努力する。また、教職員は生徒及び保護者との連絡、安全の確保、避難所の支援、教育活動の再開にむけて行動する。避難所の開設期間は災害発生から概ね1週間を目途とする。
- (7) 本校は、新宿区と「避難所の協定」を結んでおり、大震災などが起きた場合は「避難所」として「避難所運営管理マニュアル」のとおり使用する。したがって、日頃から新宿区防災関係機関及び地域防災関係者との連携を密にし、地域と一体となった防災体制の整備に努めるとともに、避難所の開設及び管理運営に協力する。
- (8) 次にあげる防災関係のマニュアル類の整備を図らなければならない。
  - ①「防災・災害対策マニュアル」
  - ②「消防計画」
  - ③「非常配備態勢動員表」

④「避難所運営管理マニュアル」

- (9) 各教科・分掌は教職員ごとに任務分担を次年度に事務引継ぎ、次年度を迎えても、任務分担が明らかになるようにすること。また、所管物品の点検管理を行うこと。

2 組 織

(1) 防災委員会

*委員長	校長	1名
*副委員長	副校長・経営企画室長	2名
*委員	総務部主任	1名
	1年次主任	1名
	2年次主任	1名
	3年次主任	1名
	教務部主任	1名
	進路指導部主任	1名
	経営企画室・施設担当者	1名

(2) 予防管理組織として

*管理権限者・自衛消防隊隊長	校長
*副委員長	副校長
*渉外係	経営企画室長
*指揮係	生活指導部
*施設・設備点検検査係	経営企画室・施設担当
*防災備蓄品管理係	経営企画室・経理担当
*安全教育係	総務部
*火元責任者	各火元責任者

(3) 災害対策本部



## 第2 災害に予想される事態

大災害時は、マニュアルどおりにおこなえない局面が予想されるので、職員は、いかなる事態にも、迅速かつ的確に行動しうることが求められる。

- 1 大規模な災害が発生した場合、校長を含め全職員が即時参集できるとは考えられない。したがって、参集できた職員及び出勤している職員は、即時「非常災害本部」を結成し、校長・副校長・経営企画室長と連絡をとり、その指示のもと事態に対処する。
- 2 電気、ガス、水道、下水、電話、交通等のライフラインは、止まることが予想される。その回復には、およそ3日程度を必要と思われる。特に、トイレの使用・処理について、事前の対応が重要となる。
- 3 被災に当たり人命が最優先され、学校の備品・消耗品・書類等の手続きは後回しになることが予想される。
- 4 水・食料等の備蓄品以外は少なくとも8～10時間が届かない。医薬品はそれ以上遅くなると予想される。
- 5 職員・生徒用の備蓄品は、避難者にも配布する。
- 6 負傷者への応急処置や遺物の仮安置・運搬等の措置が、必要になることも想定される。
- 7 教室等の予想事態  
ドアが開かなくなり、避難への経路が阻害されることある。

### ◎予想事態

施設	落下物	その他
教室等	天井・壁・蛍光灯	窓ガラスの飛散
廊下	蛍光灯	窓ガラスの飛散
階段	蛍光灯	揺れによる転落
化学室	薬品	火災の発生
調理室	食器	火災の発生
視聴覚室	コンピューター	
音楽施設	ピアノの移動	
美術施設	額・彫刻	
図書室	本	本棚の転倒
生徒昇降口	展示物	自動販売機の転倒
保健室	薬品	
体育棟	舞台設備	
トイレ	鏡	ドアが開かない
職員室	書籍	書庫の移動
準備室	書籍	書庫の移動

### 8 登下校中の予想事態

場所	落下物	倒壊等
街中	窓ガラス・看板・瓦	壁・塀・家・電柱
ビルの中	照明器具	火災の発生
電車・地下鉄	網棚荷物	急停車・脱線
バス・車の中	電線・電柱	急停車・追突

### 第3 本校の非常配備態勢と職員の実集態勢

東京都では、災害の発生や災害のおそれがあると判断した場合には災害対策本部を設置し、その災害の程度や状況に応じて、「非常配備態勢」を発令する。都立学校における非常配備態勢の発令は、「大震災時における学校教職員の避難業務等について」の定めにより、次のとおり実施する。

#### 1 本校における非常配備態勢

##### (1) 第1非常配備態勢から第4非常配備態勢

あらかじめ指定されているとおり都立総合芸術高等学校に参集し、災害対策活動に従事する。  
(別紙の「非常配備態勢別職員動員表」参照)

##### (2) 第5非常配備態勢（通常の勤務時間内に震度6弱以上の地震が発生したとき等の場合）

災害応急対策に従事できる全教職員が、災害対策活動に従事する。

##### (3) 特別非常配備態勢（夜間、休日等の勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したとき。）

① 災害応急対策に従事することができる教職員は、自宅及び家族の安全を確認した上、自発的に参集し、災害対策活動に従事する。

② 交通途絶等で都立総合芸術高等学校に参集できない場合は、あらかじめ定めた最寄りの都立高校に参集し、応援業務に従事する。そのリストについては「最寄りの都立高校」を参照する。

#### 2 災害対策職員名簿

あらかじめ年度当初に年初に、任務分担等を記入し作成し、毎年更新する。  
(別紙の「非常配備態勢別職員動員表」の更新と作成)

### 第4 通報連絡について

1 本庁との連絡については、携帯電話を活用した緊急連絡システムを基本とする。

#### 2 電話が使用可能な場合の、関係機関との連絡

(1) 新宿区との避難所開設、緊急物資搬入等の連絡

(2) 医療機関との連絡

(3) ライフライン関係との連絡（電気、ガス、水道、電話、交通機関）

(4) 牛込警察署、牛込消防署、新宿区保健所との連絡

(5) 保護者・生徒等への連絡

① 負傷等の生徒保護者への連絡を優先する。

② 負傷等のない生徒は、本人に連絡させる。

#### 3 電話が不通の場合

(1) 新宿区と避難所開設、緊急物資搬入等の連絡

→ 新宿区地域防災無線を使用

(2) 医療機関との連絡

→ 新宿区地域防災無線を使用

(3) ライフライン関係との連絡(電気、ガス、水道、電話、交通機関) → 新宿区地域防災無線を使用

(4) 牛込警察署、牛込消防署、新宿区保健所 との連絡 → 新宿区地域防災無線を使用

(5) 保護者・生徒等への連絡

① 災害優先回線・携帯電話等を使用し、負傷等の生徒保護者への連絡を優先する。

② 生徒昇降口または職員玄関に避難の掲示をする。

4 新宿区地域防災無線とは無線通言訓練等を行うなど日常的に連携を保つ。また、避難してくる人々への対応などを協議する。

## 第5 生徒の登下校途中における災害への備え

1 登下校途中において災害に遭遇した場合に備え、あらかじめ家庭等で災害時における避難方法を検討させる。また、自宅付近や通学経路の途中にある広域避難場所、避難所等を確認させ、その検討内容を報告させる。

2 交通機関が不通になった場合で、学校へ戻る事が安全な場合は、学校へ避難するよう指導する。

## 第6 災害用品について

別紙の災害用品一覧を参照

## 第7 非常持出物品について

火災等で校舎への延焼のおそれがあるときは、最小限のものを搬出する。  
搬出する物品は「非常持出物品」として耐火金庫等に保管する。

<非常持出物品>

(1) 公印

(2) 教職員人事関係書類

(3) 卒業証書授与台帳

(4) 指導要録

## 第8 防災教育・防災訓練の実施

防災教育・防災訓練を教育課程・年間行事計画の中に位置付け、計画的に実施する。また、職員の防災意識を高め、日常から地域と一体となった防災訓練を実施する。

### 1 防災教育

生徒に対し、地震や災害発生時に予想される状況について理解を深めるとともに、日常生活において、危険を事前に予測し、災害に遭遇した場合に適切に対処したり、他の人々や集団の安全に役立つ行動が行える能力や態度を身につけさせる。

(1) 入学後、オリエンテーション、全校集会などで防災に関する指導を行う。

(2) 教科「保健体育」・「救命救急講習」などで人口呼吸、心臓マッサージ、応急止血方法を学ばせる。

(3) 保護者には、本校の防災対策について十分に説明し、共通理解が得られるよう日頃から家庭等との協力体制を確立する。

## 2 防災訓練

生徒の避難指導とともに、教職員の出勤態勢についても実施し、必要に応じて地域住民の参加を得る。また、教職員は、全員が非常災害対策の第一線に立つ自覚を持ち、人工呼吸、心臓マッサージ、応急止血、骨折部分の固定等の技術を研修等を通して学ぶ。

### 第9 緊急地震速報発令時

緊急地震速報発令時の対応（震度4以上の予報で緊急地震速報放送される）

- (1) 速報放送された時、副校長が全生徒は机等にもぐるなどして、身の安全を図るよう放送する。
- (2) その後、地震が来ないと副校長が判断したとき、副校長が授業等を再開するよう放送する。

※速報放送後、大災害が発生したときは避難訓練の手順に従い避難を行う。

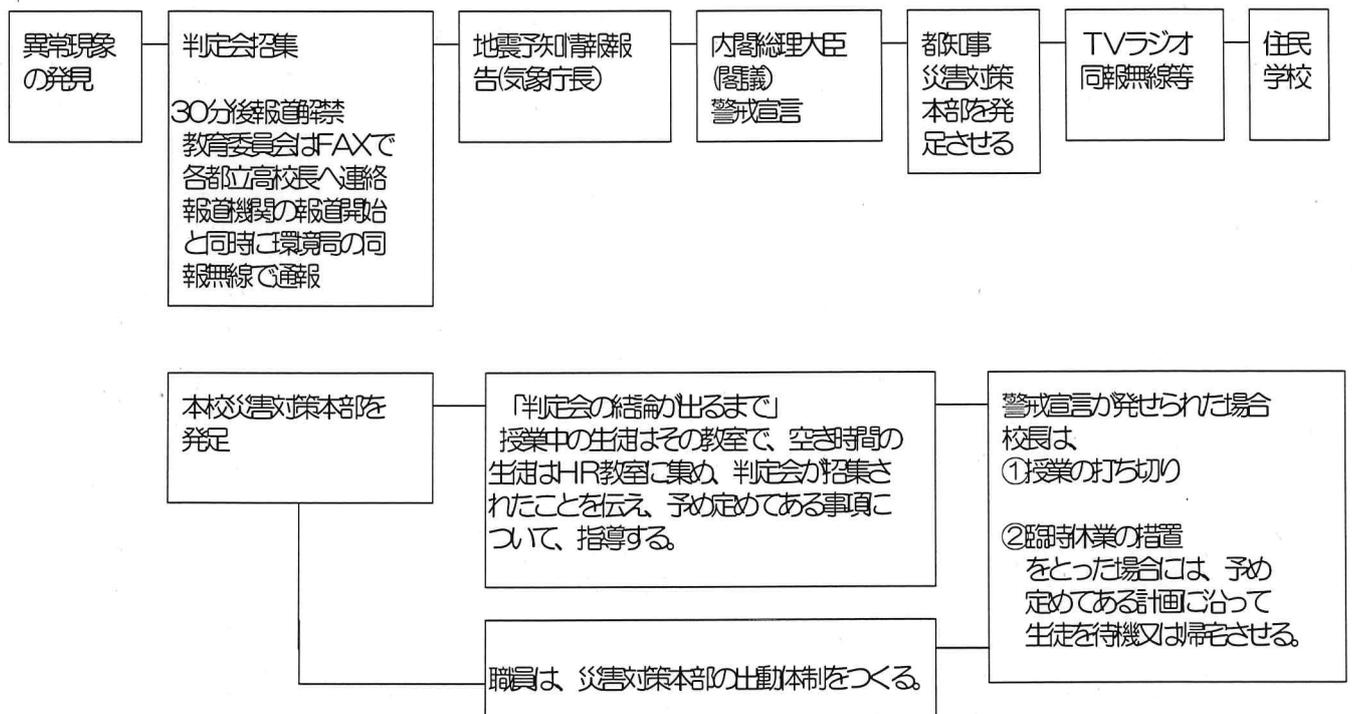
## 第2章 警戒宣言発令

### 1 警戒宣言の概要

昭和53年（1978年）大規模地震対策特別措置法が制定され、これに基づき「東海地震」が発生した場合に震度6以上と予想される地域が指定されている。

「地震対策強化地域＝静岡県全域、神奈川県の一部の地域など（以下「強化地域」という）」東海地震が発生した場合、東京都の地域は、震度5と予想されることから、強化地域には指定されていない。しかし、震度5程度の揺れであっても局地的にはかなりの被害が予測されるが、高度に人口及び都市機能が集中していることから警戒宣言が発せられた場合における冷静かつ迅速な対応が迫られている。

### 2 警戒宣言の流れと学校の対応



- (1) 交通制限等を収集し、これを生徒に伝える。あわせて、鉄道の運行に迷惑が生じた場合には、学校へ戻るよう指示する。帰宅が困難な生徒は学校で保護する。
- (2) 遠距離通学者で、自宅に帰ることによって安全の確保が図れないと判断される生徒を予め把握する。その生徒については、都内の親戚など寄居先を確認しておき、交通制限等を収集し、それを伝えた後、帰宅させる。帰宅が困難な生徒については、学校で保護する。
- (3) 保護した生徒については、名簿を作成のうえ普通教室に一時避難させ、今後の対応を指示するとともに、保護者に連絡をとり、保護の確認を行う。
- (4) 校長は、保護する生徒の人数と保護体制を教育委員会へ報告する。
- (5) 予め、生徒及び保護者に警戒宣言時の学校の対応を周知徹底する。

### 3 警戒宣言が校外活動時に発せられた場合の対応

- (1) 宿白を伴う校外活動時の場合は、強じ地域内外を問わず、その地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校へ連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会に報告する。
- (2) 日帰りの遠足等の場合は、学校及びその地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校する。帰校後、生徒を在校時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜の措置をとる。この場合、速やかに学校へ連絡する。
- (3) 遠足等の行き先が強じ地域内の場合は、その地の市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会に報告する。

### 4 生徒への事前指導について

- (1) 警戒宣言発令時に、いたずらに危機感・不安感を持たず、冷静な判断・行動ができるよう指導する。
- (2) 帰宅の際は、各教科担任からの情報を注意深く聞かせ、帰宅可能かどうかを冷静に判断させる。また、可能な限りグループで行動させる。
- (3) 帰宅途中、交通事情や道路状況などで、帰宅時間が大幅に遅れると判断した場合は、学校に戻るよう指導する。
- (4) 帰宅途中に被災する可能性もあるので、その場合の避難先を複数考えさせ、保護者及び学校に事前に届出させる。
- (5) 登下校中に警戒宣言が発令された場合は、原則としてそのまま帰宅させる。
- (6) 警戒宣言解除があった場合には、原則として翌日から授業を再開する。

### 5 保護者に対する警戒宣言発令時の対応の周知

保護者会で警戒宣言発令時の対応及び大地震による被災時の対応について、保護者に十分周知する。その際、遠距離通学、心身に障害を持つ生徒等、個別の事情とその対応については、事前に十分に保護者と相談する。

### 6 警戒宣言解除の情報

職員、生徒、保護者等は、警戒宣言解除の情報をテレビ、ラジオ、災害対策本部からの放送から入手する。

### 7 異常気象時等の警戒警報

職員及び生徒は、警戒警報等の情報をあらかじめ決められた時限にテレビラジオ等から入手するよう、その時限を周知しておく。状況により休校などの措置をとるための話しを招かないように事前に準備する。

# 第3章 大災害の発生

## 第1 災害発生時の対応

### 1 災害が発生した場合の対応

(1) 非常災害対策本部が発令し、本部会議室におく。この組織の活動目的は、生徒の身体・生命の安全確保を第一とし、そのため、都及び新宿区等から情報を収集し、周辺の状況に対応する。その際、職員の数等により、配置等を編成しなす。

### (2) 校舎内での避難

場 所	行 動 ・ 対 応
教室 特別教室等	教科担当は、生徒を机の下に替らせて頭を保護させる。転倒物の下敷きにならないようにさせる。避難路として出口をあける。
講堂棟・体育棟	教科担当は、生徒に、壁によって落下物に当たらないよう、頭を抱えてしゃがむように指示する。避難路として、出口をあける。
廊 下 生徒昇降口	壁や柱により、ガラスの飛散を浴びないように、頭を抱えてしゃがむ。また、落下物に注意し、カバンなどで頭を保護する。
階 段	その場で手すりにつかまるか、腹まにになり転落することがないようにする。また、落下物に注意し、カバンなどで頭を保護する。

### 2 第一次避難

最初の地震がおさまった後、余震が収まるのを待って、「グラウンド」へ避難する。次の点に注意し生徒を避難させる。また、昼休みや休憩時間帯では、係が担当し、校内の生徒を避難させる。

#### (1) 本部

- ① 緊急放送を行う。生徒の安全確保、避難確保、火元消火を職員へ指示する。  
なお、校内放送が不可能な場合は、メガホン等を使用する。
- ② 被害の規模、生徒、職員、学外施設・設備等の被災状況を把握し、教育委員会、新宿区に報告する。
- ③ 救助を必要とする生徒等や負傷者がいる場合、消防署、医療機関等へ救助要請をする。
- ④ 災害の発生状況（出火、倒壊、亀裂、出水等）ライフライン、交通機関の状況等の情報を収集する。
- ⑤ 本校の出入口に第一次避難場所を掲示する。

#### (2) 避難係専系・教科担当

- ① 本部から避難開始の指示により、校舎内避難路に従い生徒を召集し、「グラウンド」に避難させる。（校内避難ルートは別紙のとおり）
- ② 校舎の被害状況によっては、校舎内避難ルートを変更し、誘導する。
- ③ 「押すな」「かけるな」「しゃべるな」「戻るな」、「お・か・し・も」を合言葉として、単純明快な指示で生徒

を掌握する。

- ④ 負傷者、心身に障害のある生徒等の安全確保を優先する。
- ⑤ 登校している生徒の氏名、人数を確認し、本部へ報告する。

### (3) 救助系・初期消火係

- ① 校舎内を巡視し、避難していない生徒等の発見、救出、誘導にあたる。また、負傷した生徒等を救出し、救護系へ引き度す。
- ② 校舎・敷地内を巡視し、電気、ガス、水道等の状況を点検する。また、危険箇所、二次災害の恐れのある箇所には「立入禁止」の表示をするとともにロープ等で遮断する。この状況については、本部へ報告する。
- ③ 火災が発生して場合は、初期消火にあたる。
- ④ 救助や初期消火等の活動では、状況に応じ生徒の協力を得る。

### (4) 応急救護系

負傷した生徒等の応急措置を行い、負傷者名簿を作成し、本部へ報告する。

## 3 校舎の被害に応じた対応

### (1) 火災発生の場合

- ① 本部は、火災発生場所を速やかに特定し、緊急校内放送等とともに生徒等の避難開始の指示を行い、119へ通報する。
- ② 救助系、初期消火係は、協力して初期消火と避難に遅れた生徒等の救出にあたる。
- ③ 避難係・誘導係・教科担任は、本部から避難開始の指示があった場合、生徒等を「グラウンド」へ避難誘導し、氏名、人数、安否を確認する。
- ④ 初期消火がうまくいかなかった場合、本部を「グラウンド」へ移動し、その旨教育庁へ報告する。
- ⑤ 通報連絡係は、搬出係と協力し、非常物品の搬出を行う。

### (2) 校舎部分損壊の場合

- ① 本部は、損壊場所を特定し、緊急校内放送等とともに生徒等の避難開始の指示を行う。
- ② 救助系は、校舎内を巡視し、避難していない生徒等の発見、救出、誘導にあたる。また、負傷した生徒等を救出し、救護系へ引き度す。
- ③ 初期消火係は、校舎・敷地内を巡視し、電気、ガス、水道等の状況を点検する。また、危険箇所、二次災害のおそれのある箇所には、「立入禁止」の表示をするとともにロープ等で遮断する。この状況については、本部へ報告する。
- ④ 避難係・誘導係・教科担任は、本部から避難開始の指示があった場合、生徒等を「グラウンド」へ避難誘導し、氏名、人数、安否を確認する。
- ⑤ 応急救護系は、負傷した生徒等の応急措置を行い、負傷者名簿を作成し、本部へ報告する。

### (3) 校舎倒壊の場合

- ① 校内放送は、入らないものと各自判断し、落ち着いて至急脱出する。  
その際、ガラスの飛散などから、カバンなどで頭を保護するよう指示する。
- ② 本部の正常な連絡が望めない。各教職員は、努めて冷静、適切な判断と行動をとり、被害を最小限にとどめるよう努力する。
- ③ 多くの負傷者が予想される。二次災害に気をつけ、残った生徒等の救出に全力を傾ける。また、消防署等へ救助を要請するとともに、自衛的に活動する。

#### 4 二次避難場所（広域避難場所）「新宿御苑へ避難する」

- (1) 第一避難場所（本校）が二次災害（火災等）等で危険にさらされる場合、校長の指示に基づき、広域避難場所（新宿御苑）へ避難し、その旨教育庁へ報告する。
- (2) 生徒が恐怖心やデマに惑わされ、自己中心的な行動に走ったり、パニック的話しに陥ったりしないようにするため、教職員を言いついて、指示に従うよう指導する。
- (3) 負傷した生徒には、実状に応じて生徒の協力を得て、介護者を決めて、避難できるようにする。
- (4) 避難開始が先立ち本校出入口に二次避難先を掲示する。また、教職員は生徒の氏名・人員点呼をする。
- (5) 避難集団の編成は、概ね30名単位で編成し、避難集団の全体指揮は校長がとり、集団の先頭は副校長とし、担任は各班の最後尾につく。
- (6) 避難ルートは、あらかじめ避難ルートが確認した経路とする。
- (7) 広域避難場所に到着した段階で、教職員は氏名、人員点呼を行い、行方不明の生徒等がいる場合には、捜索を行う。

#### 5 休日、夜間、職員の登下校中に発生した場合

- (1) 休日、夜間の場合は、「第1章 第3 本校の非常態配備態勢と職員の参集態勢」を参照。
- (2) 出勤途中の場合は、可能な限り本校へ向かう。
- (3) 帰宅途中の場合は、本校へ戻るよう努める。
- (4) 職員は、本校への参集中で得た被害情報等を「震災時参集職員による被害状況報告」にまとめ、情報連絡系を通じ本部へ報告する。
- (5) 最初に本校に到着した職員は、本部の者が到着するまでの間、次の要領で状況に処する。
  - ① 校舎を昇降するとともに避難住民を誘導し、安全な場所に待機させる。
  - ② 校舎内外の被害状況を確認し、危険箇所には立ち入りさせないようにする。
  - ③ ホットボード等を利用し、後続到着者への伝達事項を記入する。なお、後続者は必ず伝達事項を確認し、本部へ氏名を報告し指示を待つ。
- (6) 到着者は、協力して校舎内外の損壊状況の確認、人的被害の把握、二次災害の発生防止等に努める。

#### 6 校外活動中（日帰り・宿泊）の場合

- (1) ゆれが収まったら約1時間、余震に注意しながら最寄りの一時避難場所、避難所へ避難する。  
(避難する予定の場所については、実地で確認しておき、保護者への案内等に記載しておく。)

- (2) 宿直場所においては、事前に避難路を確認しておく。避難後はその管理者の指示に従う。
- (3) 引率教職員は、生徒等の安全確保ができ次第、学校へ速やかに現状報告をする。さらに、延泊等の対策を講じ、その旨学校へ報告する。
- (4) 学校は、現地でとった措置について、保護者へ連絡する。
- (5) 学校及び周辺地域が被災した場合には、生徒の不安を和らさぬようにするなどの配慮をする。

## 7 保護者への連絡、生徒の帰宅、学校での保衛態勢

- (1) 学校は、第一次避難が完了した後、保護者への連絡は負傷者から順次行う。  
なお、負傷していない生徒で、携帯電話所持者は、可能な範囲で自己で連絡させる。
- (2) 生徒の帰宅に際しては、帰宅経路の安全確認を行った後に帰宅者名簿を作成の上帰宅させる。  
交通機関の遮断等で帰宅不可能または、安全な帰宅ができない者は、学校で保護者に連絡の上保護する。避難場所は、普通教室を使用する。
- (3) 学校で保護した生徒については、保護名簿を作成し、定期的に点呼を行う。生徒の今後の対応を説明した上で、毛布、食糧等を配布する。
- (4) 校長は、非常災害本部を設置し、臨時休校等の必要な措置をする。

## 8 教育庁・新宿区への報告と今後の対応

- (1) 本部は、生徒等の状況（負傷者の人数・氏名・対応、帰宅者の人数・氏名、学校で保護した者の人数及び氏名）を教育庁へ緊急連絡システムで報告する。
- (2) 本部は、避難者の人数・氏名、負傷者の人数・氏名・対応等を、教育庁へ緊急連絡システムで報告し、及び新宿区に文書で報告する。
- (3) 非常災害本部は、1週間を目途に宿直直観態をとる。

## 9 情報収集の種類

- (1) 学校及び周辺の被害状況
- (2) 医療機関の開設状況
- (3) 都・区の災害対策本部連絡
- (4) 保護生徒名簿・帰宅生徒名簿・避難者名簿
- (5) 生徒・家族・職員避難者の安否情報
- (6) 救援物資情報
- (7) ライフライン情報
- (8) 学校再開情報
- (9) 大学受難および高校・中等教育学校受難情報

第2 学校施設・設備の安全対策及び確認と応急対策

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たっては、救助系・初期消火系を中心に、二次災害の防止、教育機能の保持、避難所としての利用、電気・ガス・水道等のライフライン機能維持を念頭において対応する。その際は、まず各教職員の身体の安全を確認してから取り組む。

1. 別紙「構内の安全点検票」により定期安全点検を実施する。改善すべき点は、事前に必要な措置を講ずる。
2. 消火器、消火栓、分電盤、ガス元栓、止水弁等の配置配線等を経営企画室及び職員室で保管する（ガスについては震度5以上を感知したときに自動的に遮断される。）
3. 什器や備品類の転倒防止対策を行っておく。
4. ロッカーや棚の上などに荷物を置かない。
5. 窓ガラスの飛散防止のためテープを貼る。
6. 二次災害の防止等の学校施設・設備の安全確認  
学校施設・設備の安全確認と応急対策は、主に、二次災害の未然の防止と教育の機能保持を目的として行うものである。また、行方不明者等の捜索も含まれる。巡視時は、ヘルメットを着用するなどして身の安全を確認し、所定の場所に常備してある懐中電灯、ロープ等を持って、校内を巡視する。
  - (1) 発火しやすい教室等（各準備室・化学室・調理室等）を優先的に巡視し、初期消火が可能な発火に対しては、消火活動を行う。化学準備室・調理室については、化学薬品・包丁等が放置されているかを確認する。放置されている薬品等は格納し、施設する。
  - (2) 校舎が倒壊してなくても、鉄骨が破断したり、建物が傾いている場合には、余震により崩壊する可能性があるため、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により措置をする。
  - (3) 校舎の躯体が安全と思われても、落下・倒壊しかかっている箇所（脱落しかけた天井、剥離した壁、落下しかけた照明器具、ひび割れしたガラス、倒壊しかかったフェンス等）は余震により落下、倒壊する可能性があるため、人為的に落下、倒壊させる。できる場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。
  - (4) 構内しかかっている物品（書庫、ロッカー・書棚等）は、横置きさせて安定させる。
  - (5) 避難所スペースとして開放しないことを定めてある校長室、職員室、経営企画室、教室等は、「立入禁止」の掲示をする。
  - (6) 防火シャッターが自動的に下がっている場合、原則として復旧させない。なお、復旧させる必要があり、危険のおそれがない箇所については復旧させる。
  - (7) 破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間は、緊急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

## 第4章 避難所支援

### 1 避難所開設の作業

本校は、新宿区と避難所の協定を結んでいるため、生徒への対応と同時に関係機関及び管理運営に協力しなければならない。避難所の管理運営は、基本的には新宿区と避難所主民が行うが、災害発生初期段階においては、特に本校教職員がリーダーシップをとることが必要である。災害時要援護者等を一時的に受け入れ、保護するための二次（福祉）避難所へ移送ができる際は移送させる。なお、運営担当者には女性や外国人に対応できる教職員の配置について考慮する。

本校の基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 非常災害対策本部は、校舎の安全を確認するまでの間、避難者を生徒昇降口などで待機させる。また、危険箇所及び立ち入り禁止区域の表示を行う。
- (2) 「避難所支援班」を結成し対応を行う。早急に新宿区と連絡をとり対応する。
- (3) 学校への避難者に対しては、まず、生徒昇降口（使用できない場合は職員玄関）に集合し、各スペースへ保護する。
- (4) 地域の避難所管理運営組織と次の事項を協議し、管理運営の支援を行う。
  - ① 避難スペースの割当て（特に高齢者や障がい者、乳幼児等は優先対応する。）
  - ② 避難所の整備
  - ③ 危険箇所及び立ち入り禁止区域の確認
  - ④ トイレの処理器具等
  - ⑤ ゴミの集積場等の問題
  - ⑥ 予想しないさまざまな出来事
- (5) 正確で迅速な情報収集をして、必要な情報をできるだけ早く伝える。
- (6) 本校生徒の安全と教育の再開を常に考慮し、一日も早い教育再開に向けて努力する。教職員の避難所管理運営への従事は概ね1週間を目途に宿日直体制をとる。

### 2 避難者受け入れに伴う利用学校施設

用途	教室等
① 新宿区避難所スペース	体育館棟（アリーナ）
② 病弱者・負傷者対策スペース	体育館棟一部（練習室1～5）
③ 生徒保護スペース	普通教室及び講義室
④ 教育機関係待機スペース	上記以外の施設
⑤ 災害対策スペース	会議室
⑥ 帰宅困難者	展示ホール

### 3 夜間・休日等災害が発生した場合

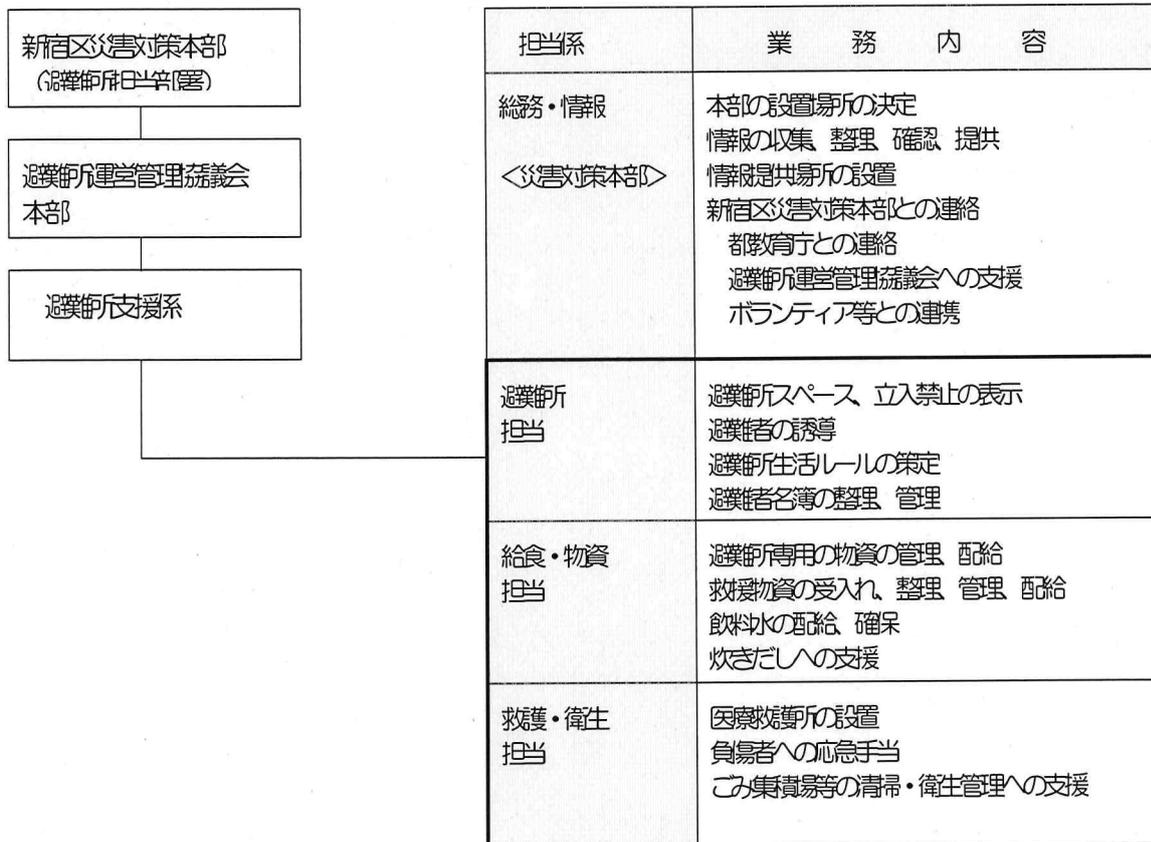
(1) 非常配備体制に基づき最初に来た教職員は、出入口を開き避難者を生徒昇降口内に入れる。

(2) 職員が校舎などの安全確認をするまで、その場で待機してもらう。

4 水、非常食糧、トイレ用紙、毛布、救急医薬品はすぐに必要となる。緊急時は、生徒職員用を分け合って分配する。その際は、高齢者、病弱者、乳幼児を優先する。

5 避難者名簿を作成し、避難者の安全確認や、電話連絡に対応する。

6 避難所支援系の設立と活動  
 避難所支援系の基本的な役割分担を次のとおりとする。

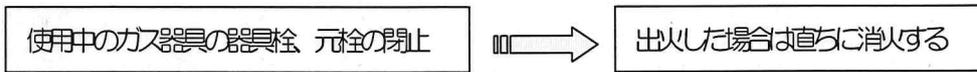


# 第5章 ライフライン

## 1 都市ガスの安全確認等

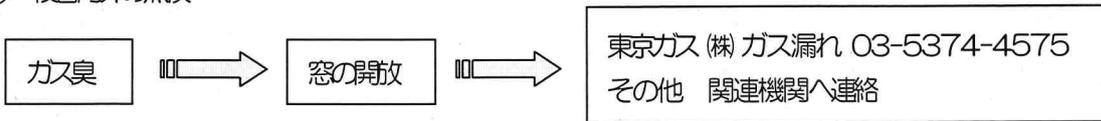
本校のガスには、ガスメーターには地震（震度5相当以上）を感知し遮断するマイコンメーターが設置されており、ガスの元栓が閉る仕組みになっている。しかし、次の事項に取組む必要がある。

### (1) 火の始末

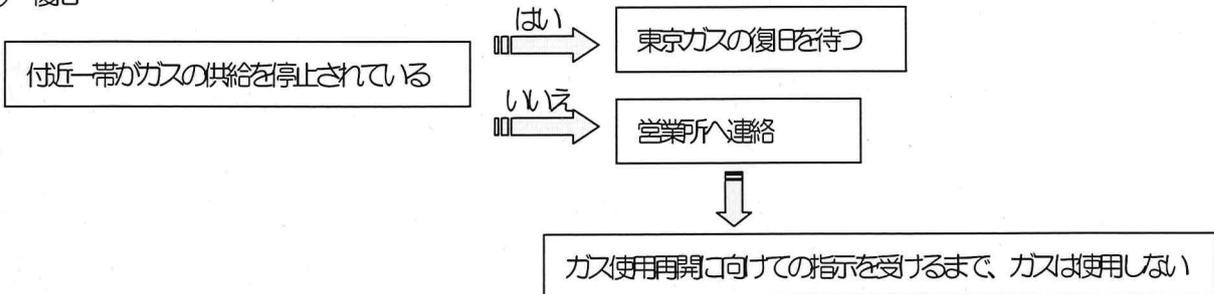


◎ マイコンメーター（地震感知遮断装置）が作動しないときは、ガスメーターにある手動閉止操作ボタンにより閉める。

### (2) 校舎内外の点検



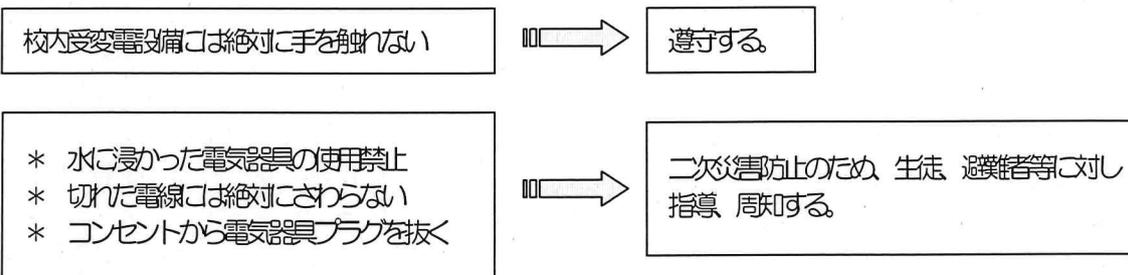
### (3) 復旧



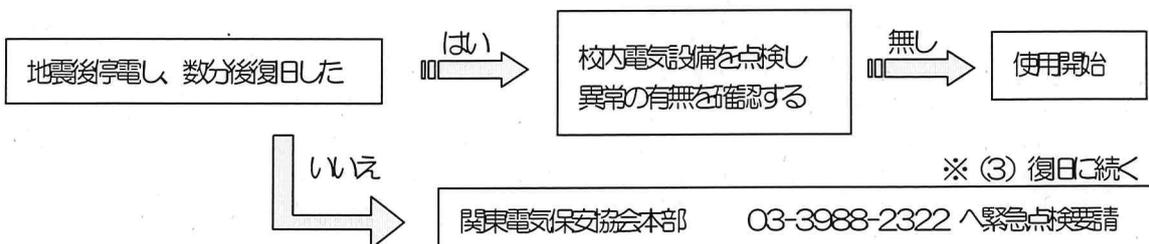
## 2 電気の安全確認等

漏電火災などの二次災害を防ぐとともに、早期で復旧できるよう次の緊急対応に取組む。不要な使用電気器具は、コンセントからプラグを抜く。

### (1) 安全確保

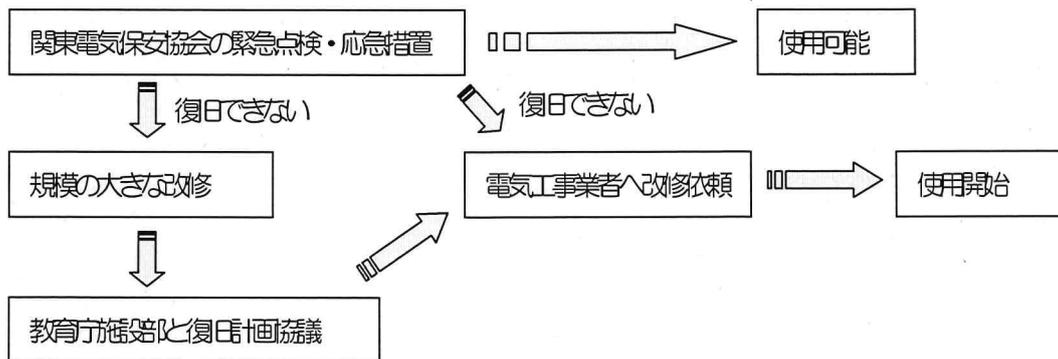


### (2) 緊急点検



(3) 復旧

緊急点検の要請を受け、出勤してきた・関東電気保安協会職員は、当該学校電気設備の設置場所に不案内の場合もある。その場合には、職員が校内電気設備の案内をする。



(4) 学校が避難所になっている場合

① 避難住民への要請

ア 電気器具の勝手な使用は停電の恐れがあるため、電気器具の使用にあたっては、教職員（・関東電気保安協会職員を含む。）の指示に従わせる。

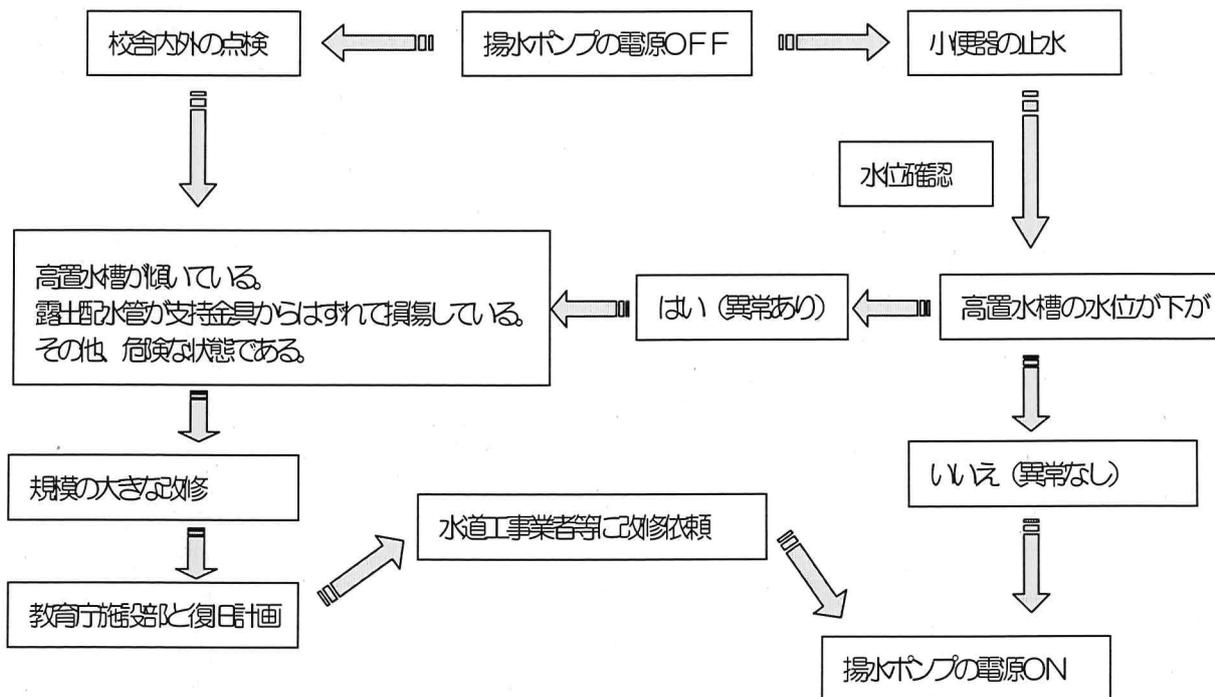
イ 校内受変電設備・分電盤には絶対に手を触れさせないようにする。

② J-POWER（電力株式会社）

03-3546-2211へ連絡 電力復旧作業の優先的な実施を受けるために避難所として連絡をする。

3 上水道の点検等

(1) 東京都地震被害調査研究結果によると、発災時、区部での断水等支障予想率は9%である。しかし、学校内設備は予想率に含まれていない。また、避難者の飲料水・生活用水として利用するため、水の確保は極めて大切である。このことを踏まえて、校舎内外（宅内配水管等）を点検し、次の緊急対応をする。



(2) 留意事項

① 発災時は、受水槽及び高置水槽内またプールには相当量の水が貯留されており、この水はおよそ2日間程度の飲料水として利用できる量である。

そのため、本校にはろ水器が配備されており、プールの水を濾過して飲料水として利用する。

- ② プールの水は、消防用水利として利用されることから注意が必要である。
- ③ 水の利用方法については、避難所管理運営本部の給水車の配車計画等を考慮し、飲料水及び生活用水等の優先度合を決め、活用していくことが大切である。
- ④ 断水後に給水が再開されたとき、赤水等が見られることもある。目で見て通常時の水の色に近くなるまで排水するなどして対応する。その他問題がある場合は、新宿区水道課電話0422-45-1151、新宿区災害対策本部等に連絡し、指示を受け取る。

## 第6章 復興のために

### 教育活動の再開に向けて

教育活動を早期に再開するため、生徒等の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認等を次の点に留意して進める。また、生徒等の心のケアにも十分配慮する。

#### 1 安否情報・被害状況の収集及び把握

(1) 生徒本人に登校させ、安否、家庭、教科書等の被害状況を担任に報告させる。

その際、生徒本人や友人の安否等の状況等の情報も報告させる。本人に登校できない場合は、保護者等に報告させる。

(2) 生徒の安否、家庭等の被害状況について、一定期間の報告がない生徒については、電話や家庭訪問等で確認する。

(3) 学校の状況、教育活動再開の見通しについては、本校出入口に表示して知らせる。また、生徒には、学校の状況について電話等で確認するように、日頃から指導する。

#### 2 授業再開の準備

(1) 授業再開に必要な教室等の安全確認、整備を行う。その際に専門家による安全点検を行う。

(2) 校長は、教育委員会と協議し、授業再開時期の目途を定め、学校の実情に応じて再開時期を決定する。

(3) 校長は、正常な教育活動ができないと判断する場合には、一部休校措置等を講ずるなどの応急教育計画を作成し、生徒及び保護者へ通知する。

(4) 授業の再開にあたっては、生徒及び保護者に対し文書等で通知するとともに、再開時期を本校出入口に掲示する

#### 3 その他の配慮事項

応急教育計画の実施及び授業再開にあたっては、生徒が大震災への恐怖、家族等の死傷、将来に対する不安など、心的外傷の状態であることを考え、心のケアに十分配慮した指導相談体制をとる。

この防災・災害マニュアルは、平成29年 4月 1日から施行する。